

議案第18号

今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針[平成31年度～平成37年度]
について

今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針[平成31年度～平成37年度]について、別紙のとおり議決を求めます。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針

【案】

[平成31年度～平成37年度]

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、平成31年度から平成37年度までの県立高等学校の在り方について、鳥取県教育審議会の答申に基づき、関係部局や学校との意見交換、パブリックコメントでの意見聴取等を実施しながら検討を進めてきた。

平成31年度以降も中学校卒業生数の減少が見込まれており、学科やコース等の改編等を含めた学校の再編成を行うことも視野に入れながら学校の在り方を検討していく必要があること、また、近年の高度情報化や国際化を背景に産業構造・就業構造の変化も加速してきており、グローバル社会への対応や地方創生に貢献できる幅広い知識や柔軟な思考力及び創造性を持った人材を育成することが求められている。これらを踏まえ、

- 1 時代や社会の変化に柔軟に対応できる高等学校教育の推進
- 2 今後の生徒減少期に対応した魅力と活力にあふれる高等学校づくり

の2点を中心に、県立高等学校の在り方に関する基本方針を作成したところである。

この基本方針は、平成31年度から平成37年度までの本県高等学校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示したものであり、今後は本方針を広く周知するとともに、関係者等の意見を聞きながら、施策を具体化・明確化し、その実現に向けて努めていく。

また、施策の具体化・明確化とその実現に向けては、今後も減少が予想される中学校卒業生数の状況や、入学者が募集定員に満たない学校があるという現状を県教育委員会として強く認識し、学校や地域等との緊密な連携の下、今後の本県高等学校教育を俯瞰しつつ、魅力と活力のある学校づくりに全力で取り組んでいく。

なお、本方針の計画期間は平成31年度から平成37年度までとしているが、近年の教育改革の動向や変化の激しい社会情勢を注視し、平成31年度以降を見据えて、計画期間前から具体的施策の推進に努める（第2章の4（1）及び（2）を除く。）とともに、計画期間中であっても見直しを行うなど柔軟な対応を行い、魅力と活力ある学校づくりを推進していくこととする。

平成28年3月

鳥取県教育委員会

目 次

はじめに

第1章 時代や社会の変化に柔軟に対応できる高等学校教育の推進	1
1 鳥取県の現状	2
2 新たな学びに向けた取組	3
(1) これからの時代に求められる教育の推進	3
(2) 共生社会の形成に向けた教育の推進	7
3 本県の地域や産業を支える人材の育成	8
(1) 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実	8
(2) 地域と連携した教育の推進	9
第2章 今後の生徒減少期に対応した魅力と活力にあふれる高等学校づくり	10
1 鳥取県の現状	11
2 学校の特色や魅力づくり	12
(1) 生徒自らがデザインした学習を可能にする教育の在り方	12
(2) 地域との連携等による学校の特色や魅力づくり	13
3 各課程・学科の在り方	14
(1) 全日制課程普通学科	14
(2) 全日制課程専門学科（職業教育を主とする学科）	15
(3) 全日制課程総合学科	16
(4) 定時制・通信制課程	16
4 標準的な学校の規模と配置	17
(1) 標準的な学校の規模	17
(2) 生徒数の減少への対応	18
ア 小規模校の在り方	19
イ 各地区の対応方針	21
(3) 私立高等学校との連携と協力	22
5 魅力と活力ある学校づくりを推進するための体制整備	23
<資料>	24

第1章

時代や社会の変化に柔軟に対応できる

高等学校教育の推進

1 鳥取県の現状

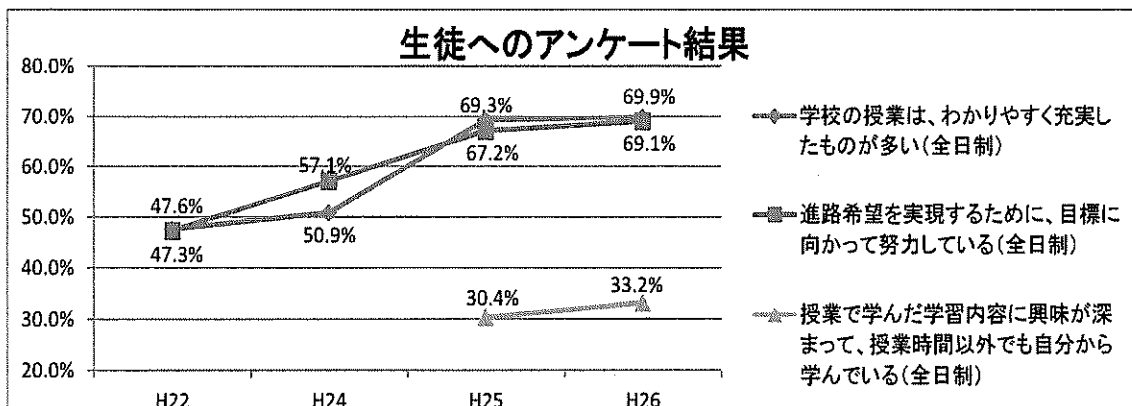
本県では、平成23年度に学力向上委員会を設置して、高校生の学力分析や教員の授業力向上策を検討し、平成24年3月には次のような分析・提言が行われた。

- 普通学科生徒の学力については、1, 2年生は全国平均並みであるが、3年生になると上位層が減少しており、早い段階から思考力を要する教科指導上の工夫が必要。
- 専門・総合学科については、幅広い学力層の生徒が入学している。特に中学校での学習内容が十分定着していない生徒が約3割おり、学び直しなどの指導の工夫が必要。
- 教師そのものが持っている従来の「授業観」を打破し、生徒が自ら学びを創りあげる上で「生徒の学びをコーディネートできる教師像」を目指して授業の改革を行うことが必要。

これを受け、県教育委員会では全県立高等学校を対象に、最新の学習科学の知見を取り入れた生徒主体の授業への改革に取り組んでいるところであり、この取組の検証のために実施している高校2年生対象のアンケート調査によると、「学校の授業は、わかりやすく充実したものが多い」「進路希望を実現するために、目標に向かって努力している」と回答した生徒の割合は、取組み実施前と比べて20ポイント以上増加するなど一定の成果をあげている。

一方で、平成27年3月県立高校卒業者の大学等進学率は42.4%と、全国平均の54.5%（平成27年度）とは12.2ポイントもの開きがある。この差については、本県の労働市場の状況や学科の構成比、家庭の経済状況、大学等の設置環境なども関係するため、正確に評価するのは難しい問題だが、高校生の学力に課題があることも確かであり、希望する進路の実現に向けた確かな学力と変化の激しい社会を生き抜く課題発見・解決力等を育成することは、大きな課題である。

また、上記アンケート調査においても「授業で学んだ学習内容に興味が高まって、授業時間以外でも自分から学んでいる」と回答した生徒の割合は、平成26年度も33.2%にとどまるなど、生徒を主体とした授業への改革には、今後も重点的に取り組んでいく必要がある。



2 新たな学びに向けた取組

(1) これからの時代に求められる教育の推進

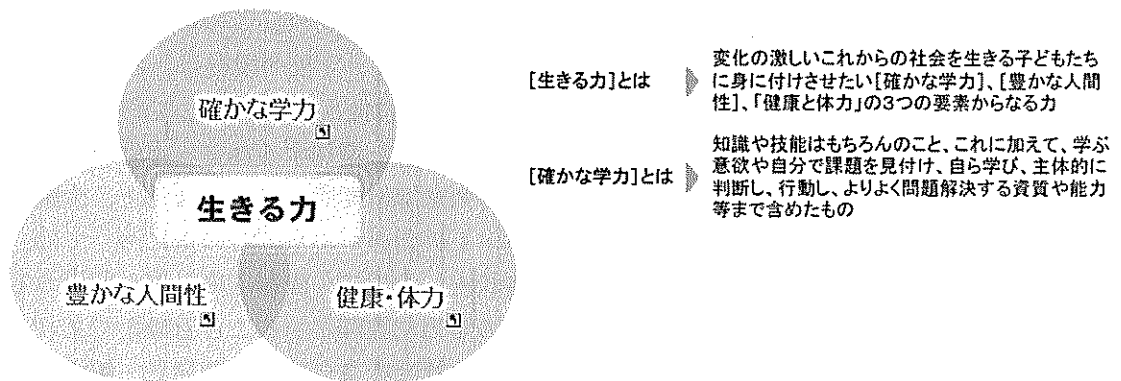
① 「確かな学力」の育成

<背景>

グローバル化、情報通信技術（ICT）の発達、環境問題や少子高齢化、過疎化など急激に変化する社会の中、この基本方針の下で高校教育を受ける生徒は、20年後、30年後の社会において、その中心となって活躍することが期待される。そして、そう遠くない将来、過去に誰も経験したことのない未曾有の課題の解決に向け、英知を結集して果敢に挑んでいく人材になると考える。

こうした変化の激しい社会の中で、生徒一人一人が自らの人生を切り拓き、創造性を身につけて、他者と助け合いながら持続可能な社会を形成していく力の基礎として、まずは「生きる力」を「知」の側面からとらえた「確かな学力」（図1参照）を育成することが必要である。

（図1）「生きる力」と「確かな学力」（文部科学省作成）



「確かな学力」の育成に当たっては、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得・定着させることはもちろん、社会に出た後も学ぶことの意義を十分に理解して主体的に学び続ける姿勢や思考力・判断力・表現力の育成を図ることも必要であり、どちらか一方に偏ることなく、日々の教育活動の中で両者をバランス良く実施することが大切である。

また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などといった「豊かな人間性」や生徒がたくましく生きるための「健康や体力」^(＊1)をはぐくむことにも留意し、知・徳・体バランスのとれた「生きる力」を育成していくことも必要である。

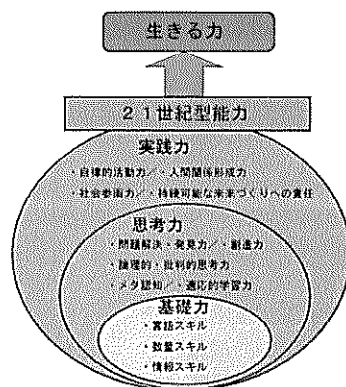
(＊1) 平成26年度の鳥取県体力・運動能力調査において、鳥取県の高校生の体力合計点は全国平均を上回っている一方、前年度の県平均値を下回る学年も見られ、数年先には全国平均値を下回ることも予想されている。

② 21世紀型能力の育成

<背景>

変化の激しい社会においては、人との関わりの中で課題を解決し、社会にとって価値のある解を創造・提案し、社会自体をよりよい方向へと変化させていくことができる力が求められている。国立教育政策研究所^(*2)では、これを「21世紀を生き抜く力」とし、育成すべき具体的な力を「21世紀型能力」(図2参照)として提案している。

(図2) 21世紀型能力について



※「生きる力」としての「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康・体力」の3つを構成する資質・能力のうちから、「21世紀を生き抜く力」として教科横断的に学習することが求められる能力を抽出し、「基礎力(知る)」・「思考力(考える)」・「実践力(行動する)」の3つの観点で再構成したもの

文部科学省においても、知識量を問いがちな現在の大学入学者選抜に替えて、平成32年度から「思考力・判断力・表現力」の評価に重点を置いた「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」^(*3)の導入を検討している。

さらに、この導入の検討と合わせて、学習指導要領の構造、目標や内容を抜本的に見直すとともに、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」^(*4))やそのための指導方法を一層充実させていくための方策について、中央教育審議会に諮問がなされた。

本県の高校教育においても「基礎力」の育成は当然のこと、未知の問題に対して答えを生み出すための力である「思考力」や、人と協調して現実の問題を解決するための力である「実践力」をさらに高めるべく、学習方法・指導方法を改革することが必要である。

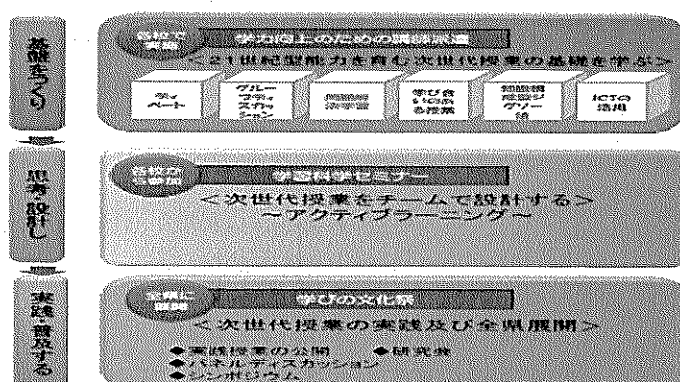
(*2) 「国立教育政策研究所」とは、文部科学省所轄の教育に関する政策研究機関である。

(*3) 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」とは、国が平成32年度からの実施を検討している、大学教育を受けるために必要な能力を評価するテストのことである。「確かな学力」のうち「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「知識・技能を活用して自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を中心に評価する。

【取組の方向性】

- 「21世紀型能力」を育むため、主体的・協働的な学習（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業への転換を目指して積極的な授業改革を推進していく（図3参照）。
 - ・教員に対して授業改革の方向性や趣旨、必要性を十分に理解させるとともに、実際の授業につながる実践的な研修の機会を充実し、教員の資質や能力の向上を図る。
 - ・教科指導の中心となって指導・助言のできる「ミドルリーダー」となる教員を育成し、実践の普及を図る。

（図3）本県におけるアクティブ・ラーニング型授業への転換に向けた改革（平成27年度）



③グローバル人材の育成

<背景>

近年、社会の様々な分野で世界的な競争と共生が進む中、日本の文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛するとともに、他国の文化や価値観等も尊重し、国際的な問題を解決したり、新しい価値を創造したりすることができる幅広い教養と高い専門性、豊かな語学力やコミュニケーション能力を備えたグローバル人材の育成が求められている。

【取組の方向性】

- 国内外の教育関係機関や企業等との連携により、地域や世界の様々な問題を国際的な視野に立って解決ができるよう、問題解決のための思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力等の育成を図ることで、グローバル社会で活躍できる人材の育成に取り組んでいく。
 - ・専門分野の外国人講師による英語での授業などを実施する。
 - ・生徒自身による調査研究活動や発表、相互訪問などを実施する。
 - ・国外の高校等との連携授業や共同研究をととした生徒同士の意見交換・交流などを実施する。
 - ・ICTを活用した国外の学生等との双方向授業を実施する。

(* 4)「アクティブ・ラーニング」とは、教師主導の一斉講義形式の授業ではなく、学習者の能動的な授業への参加形態を取り入れた教授・学習法の総称。

④ ICTを活用した教育の推進

<背景>

情報通信技術の進歩やタブレット型端末等の急速な普及により、近い将来、生徒、教員とも個々の端末を手にして、学校生活や学習等に活用する環境が到来することは明白である。

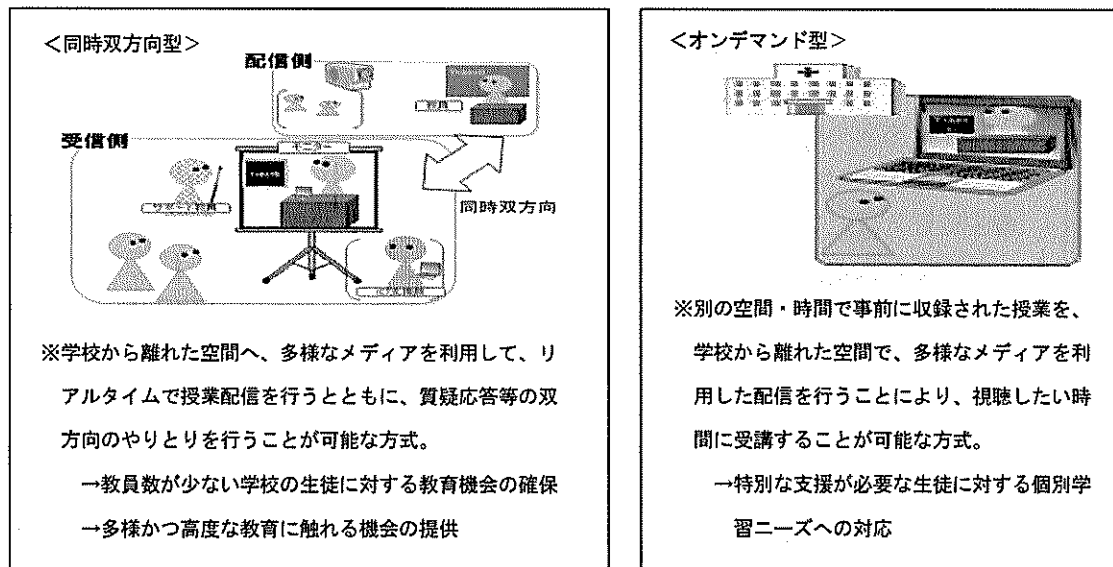
このように加速する高度情報化社会では、不確実な情報等に惑わされることなく必要な情報を的確に選択したり、効果的に活用したりする力など、より高い情報活用能力を育成していくことが必要である。

こうした中、本県では「鳥取県ICT教育活用ビジョン」を策定（平成27年3月）したところであり、中長期的視点に立って本県の実情に合ったICTを活用した教育を推進していくこととしている。

【取組の方向性】

- 「鳥取県ICT教育活用ビジョン」における4つの方向性「学びの質を高める」、「教室環境の整備を目指す」、「多様な人材による多様な支援」、「県全体の情報基盤を整備する」に基づき、ICTを活用した教育を推進していく。
- 多様な教育機会の確保や教育の質の向上を図っていくため、ICTを活用した遠隔教育^(*5)の導入を検討する（図4参照）。

（図4）遠隔教育のイメージ（高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議報告書を参考に作成）



(*5) 「遠隔教育」とは、学校から離れた場所において授業を受けることができる教育のこと。平成27年4月1日に関係省令及び告示が整備され、一定の要件の下で、遠隔教育の導入が認められた。

- ① 全日制・定時制課程において、同時双方向（双方向・同期型）に多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で授業を履修することが可能となった。
- ② 高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒に加え、療養中の生徒及び障がいのために通学で教育を受けることが困難な生徒についても、オンデマンドで授業を受講することが可能となった（36単位を上限として単位認定を行うことが可能）。

(2) 共生社会の形成に向けた教育の推進

<背景>

近年、全国的に発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする生徒が増加しており、高等学校においても指導・支援の充実が求められている。文部科学省からは、専門性のある支援や教育課程の弾力的運用の必要性が報告されたり、インクルーシブ教育システム^(＊6)構築に向けた教育制度の在り方について検討がなされたりするなど、高等学校における特別支援教育が積極的に進められることへの提言等がなされてきたところである。

こうした中、本県では発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒への支援・指導に関して、拠点校を設置して実証的研究を行い、各学校の体制整備や関係機関とのネットワークの構築等に努めてきた。その結果、学習環境や授業のユニバーサルデザイン化、中学校からの個別の教育支援計画^(＊7)の引き継ぎ、校内における支援や指導の改善、高等学校卒業時の支援等、校内支援体制は整いつつある。

今後は、生徒同士が互いを理解し、認め合って生きていく教育へと発展させていくとともに、引き続き校内体制の一層の充実を図ることが大切である。

【取組の方向性】

- 平成26年9月29日付鳥取県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」において、高等学校における課題の解決に向け、これまでの事業で培ったネットワークをもとに、効果的なチーム支援の展開を研究していく。
(高等学校における課題として示された事項)
 - ・生徒一人一人の教育的ニーズに対応するための指導環境の整備
 - ・教職員の専門性の確保及び向上並びに学校へのサポート体制
 - ・関係機関とのネットワークの拡充
- 生徒を対象とした講演・研修など、生徒が自己理解・他者理解を深めることのできる取組を推進する。
- 合理的配慮^(＊8)の提供に努めるとともに、教育課程の弾力的な運用等についての研究を深め、ともに学び、育ち、生きていく、一人一人の個性と能力を大切にす共生社会の形成に向けた教育を全校で展開していく。

(＊6)「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

(＊7)「個別の教育支援計画」とは、障がいのある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とし、障がいのある子どもの一生にわたる支援をめざして策定される計画である。

(＊8)「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの、と定義されている。

3 本県の地域や産業を支える人材の育成

(1) 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実

<背景>

近年、若年者の高い早期離職率、若年無業者の存在などが課題となっており、一人一人の社会的・職業的自立^(※9)に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成をとおして、自分らしい生き方を実現していくことに資する「キャリア教育」の充実が求められている。

特に、高校期においては、それまでの「働くこと」のイメージを持たせる段階から、高等教育機関への進学や企業等への就職など、具体的な進路を選択していく段階へと発展させる必要があることから、生徒に「社会人になること」、「職業人になること」について、その使命感と倫理観を含め、一層具体的に考えさせることが必要である。

なお、変化の激しい時代の中では、社会や職業の在り方そのものが大きく変化する可能性^(※10)もあり、常に新しい情報や技術等に触れさせる教育や高い付加価値を生み出すことのできる創意ある人材の育成が求められていることにも留意する必要がある。

また、社会や政治の仕組みを知り、主体的に社会への参画を果たすことで、将来の社会的自立に向けた確固たる基盤をつくることも重要である。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたこととも関連するが、今後は、国や社会はもちろん、身近な地域の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく態度を備えた「主権者を育成するための教育」を一層推進していくことが必要である。

(※9) 「社会的自立」とは、社会生活に必要な知識や技能を身に付けることはもちろん、規範意識や責任感、他者と協働する力を備えた上で、自分に与えられた役割を果たすなど、社会生活の中で、他者とのよりよい関係を作ることである。また、「職業的自立」とは、自己分析をとおして興味や関心、得意なこと等を自覚し、自己の職業適性を踏まえた上で就業し、職業生活を通じて社会の中で貢献しながら生きていくことである。

(※10) キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）の予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就く」とされている。

【取組の方向性】

- 高等学校と社会、高等学校と中学校を接続するキャリア教育の充実及び家庭や地域・行政機関・産業界等との連携により、職業に関する知識や技能を確実に身につけさせ、自己の適性を理解して主体的に進路を選択する態度を育成していく。
- 最前線で活躍している研究者・起業家や最先端の技術・日本独自の匠の技など「本物」に触れさせる教育を充実させていく。
- グローバルな視野を持ち、産業の融合を試みたり、新しい業態の創出を目指したりするなど高い付加価値を生み出せる人材の育成に取り組んでいく。
- 生徒の発達段階に応じて、社会の仕組みや政治、経済等に対する理解を深めさせるとともに、情報を収集し、整理・考察して的確な判断を下すなど主権者としての判断能力を高めるための教育を推進していく。
- さらに、今後のキャリア教育においては、
 - ・各校の状況に応じた体系的なキャリア教育推進計画の作成と実行
 - ・「他者と協働して問題を解決する力」や「困難や逆境を乗り越える力」の育成
 - ・地域・社会・就労諸機関、NPO等との連携
 - ・教員自身が地元企業や最先端技術を知る取組といった観点を大切に、夢や希望に向かって果敢にチャレンジする生徒を育成していく。

(2) 地域と連携した教育の推進

<背景>

近年、本県高等学校卒業後に就職した者の県内就職率は約8割と比較的高い傾向にあるが、進学者については、県外大学等への進学を機に人材が流出している実態がある。このことは、大学卒業後に専門性を生かして働ける場の確保など県の雇用施策とも関連した課題であるが、今後、本県の活力を維持していくには、いったん進学等で県外に出ても地域への愛着を胸に鳥取県に戻り、地域の中核を担う意欲を持った人材を育成することも必要である。

こうした課題の解決に向けた一つの方策として、人と人とのつながりの場である「地域」に着目し、そこで暮らす人との交流や活動を通じて自己有用感を高めるとともに、地域に対する愛着や誇りを育み、自分の将来の生き方と結びつけて学ぶことのできる仕組みを構築することが重要である。

【取組の方向性】

- 地域の産業や文化についての学習や、地域の課題を題材とした学習等を積極的に取り入れ、生徒一人一人に鳥取県民としての誇りと自覚、地域貢献の意識を醸成することで、「鳥取県を内外から支える人材」の育成に取り組んでいく。
- 地域と世界とのつながりを意識させ、グローバル社会で活躍すると同時に、生まれ育った地域の中核としても活躍できる人材の育成に取り組んでいく。

第2章

今後の生徒減少期に対応した 魅力と活力にあふれる高等学校づくり

1 鳥取県の現状

本県の中学校卒業生数は減少傾向にあり、平成11年3月は8,309人であったものが平成27年3月は5,454人と、2,855人(約34%)減少している。(図5参照)

県立高等学校の数についても、平成11年度に28校であったものが再編等により平成27年度には24校に減少(全日制課程高等学校:6校減、定時制・通信制課程高等学校:2校新設)しており、全日制課程高等学校の募集学級数についても、平成11年度に全県で153学級であったものが平成27年度には107学級と、約30%減少している。

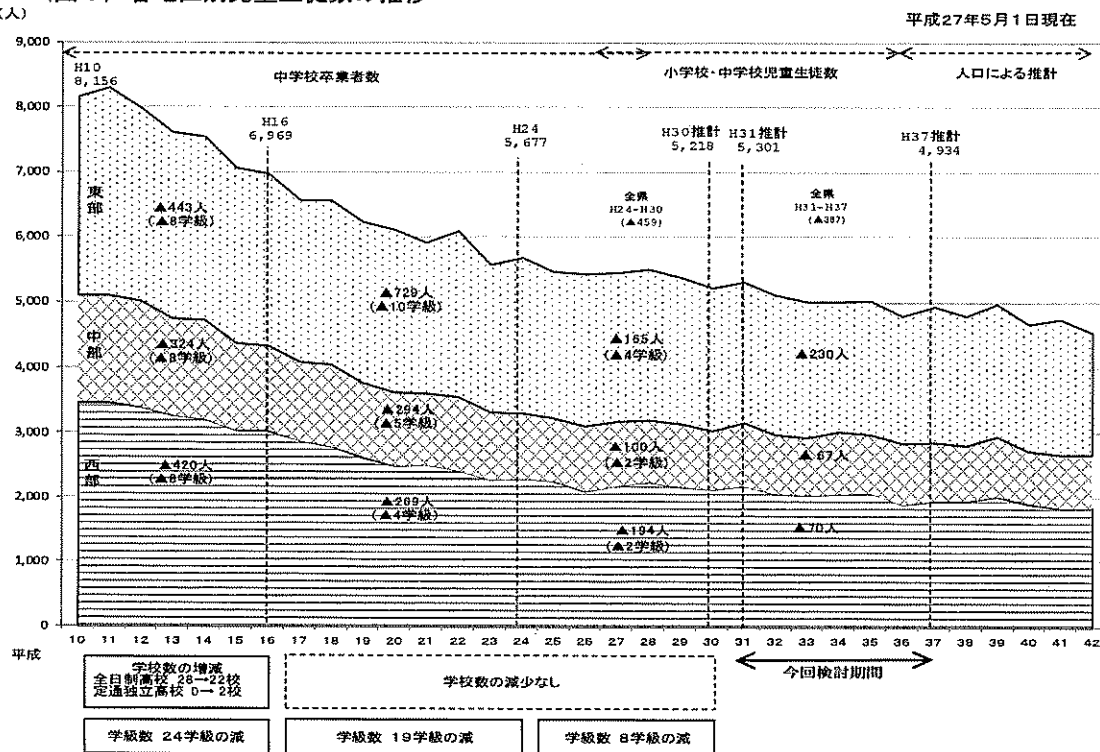
また、各学校とも小規模化が進行しており、1学年当たり3学級以下の学校が占める割合は、平成17年度の4.5%(1校/22校)から、平成27年度には27.3%(6校/22校)に増加している。

さらに、今回の計画期間である平成31年度から平成37年度においても、中学校卒業生数は、5,301人から4,934人へと、全県で367人(約7%)減少する見込みとなっている。

このような状況の中、計画期間中の生徒数の減少への対応が必要となるが、検討に当たっては、生徒や保護者、地域等のニーズに応える魅力と特色のある学校づくりを進めるとともに、すべての県立高等学校において教育の質を保証し、生徒個々の能力が十分に発揮できるような教育環境を整えることを第一に考えるべきである。

特に、3学級以下の小規模な学校や近年入学者が募集定員を満たしていない状況が続いている学校においては、地域における学校の位置づけや役割等を十分に踏まえながら、教育の質の保証を前提に、その在り方を検討していくことが必要である。

(図5) 各地区別児童生徒数の推移



2 学校の特色や魅力づくり

(1) 生徒自らがデザインした学習を可能にする教育課程の在り方

<背景>

本県の高等学校進学率は98.6%（平成27年）であり、高等学校はほとんどの子どもたちが通う教育機関となっている。生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化している中、本県においても、生きる力の育成を目指し、各学校が特色ある教育活動を展開しているところである。

こうした中、生徒が目的意識や進路希望に応じて自らの学びを柔軟に発展させたり、興味・関心に応じた学びをデザインしたりすることは、学ぶ喜びを喚起し、生涯を通じた学習意欲を高めるとともに、学校の活性化につながることを期待される。

このことから、各学校では、生徒の多様性や興味・関心に応じて、個々の進路希望や将来の夢が最大限かなえられるような、柔軟性や発展性を備えた教育課程を編成することが重要である。

一方、生徒が自身で学習をデザインしていく際には、自分の興味・関心だけにとらわれて必要な基礎科目を学ばなかったり、他科目との履修順序や科目そのものの内容が不明確であったりすることがないように、各学校の教育方針に基づいて、各年次で学ぶべき科目をある程度定めた上で、シラバス等で内容を明確にした選択科目を適切な年次に配置するなどの工夫が必要である。

【取組の方向性】

- 生徒が自らデザインした学習を可能にするため、多様な科目の選択が可能となる「単位制高校」への移行や、自校で学習できない内容を他校で学習するなどの学校間連携をより一層進めていく。

(方策例)

- ・基礎学力の定着に取り組む学校が、その定着のための科目を設置したり、基礎的なコミュニケーション能力を課題とする生徒に対応して、見る・聞く・書く・話す等に関わる体験的な科目を設けたりするなど、生徒が自らデザインすることが可能となる教育課程を編成する。
- ・長期休業日等を活用し、特色ある科目を学校の枠を超えて受講できるようにする。
- ・積極的に外部の資格検定試験等を活用する。
- ・生徒が自身の学習スタイルに合わせて修業の期間を柔軟に設定する^(*)。

(2) 地域との連携等による学校の特色や魅力づくり

<背景>

平成28年度入学者選抜（推薦入試）から、体育コースを有する学校や中山間地域等の学校を中心に県外中学校の生徒の出願を可能とした。こうした状況と併行して、新しい時代の到来に向け、県内にとどまらず県外からも生徒が集まってくるような柔軟で創造的な発想を取り入れた本県独自の特色や魅力ある高等学校教育の在り方について検討することも必要である。

近年、本県においても入学者が募集定員に満たない学校がある中、中山間地域を中心に、地元自治体が地域における学校の存在意義を再考し、協議会を設置したり、コーディネーターを配置したりするなど、地域で学校を支援する体制づくりが広がっており、地域と学校が連携した教育活動が活発になっている。

また、地域連携に限らず、授業や教員の専門性、部活動や学校行事、学校の施設・設備などもその学校の特色となり得るものである。各学校においては、自校が持つ強みをあらためて再考し、これを学校の特色や魅力として位置付け、一層の活用と充実を図ることも必要である。

【取組の方向性】

- 県教育委員会と学校・地域が緊密に連携を図り、今後の本県高等学校教育全体を俯瞰して、目標を共有しながら各学校の一層の活性化を図るとともに、県外からも目標を持った生徒を受け入れる取組を積極的に推進する。
- 「地域と連携した学校の特色や魅力づくり」という観点から、地域と学校が相互の資源等を学校の教育活動の中で最大限に活用する方法を模索し、これを教育の中に位置付けるとともに、体系的・組織的な取組として展開していく。

(*11) 学校教育法第53条において修業年限が規定されている（高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。）といった制度上の課題がある。一方で、「大学への飛び入学制度^(*)を活用する生徒が、高等学校を中退して進まなければならない」等の課題解決につながることも考えられることから、今後も引き続き研究していくこととする。

(*12) 高等学校に2年以上在籍し、特定の分野において特に優れた資質を有する高校生が、高等学校を卒業することなしに直接大学へ入学できるようにした制度。現行制度では、飛び入学者は高等学校を中途退学して大学へ入学することとなり、大学入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じるとともに、飛び入学の活用が促進されない一因ともなっている。こうした課題の解決に向け、平成26年12月中央教育審議会答申においては、「大学での一定の単位の修得状況を基に、文部科学大臣が高等学校卒業と同等以上の学力を有することを認定する制度の創設」が提案されている。

3 各課程・学科の在り方

今後の学科の在り方については、各学科特有の課題の克服に向けた取組を充実させるとともに、地域の産業構造や就業構造の変化、生徒や保護者のニーズも踏まえながら、その配置等の検討を行っていくことが必要である。

(1) 全日制課程普通学科 (*13)

<背景>

本県において、普通学科に在籍する生徒は、全日制高等学校全体の約57%（平成27年5月1日現在）を占めており、多様な興味・関心、能力を有する生徒が学んでいる。

卒業後の進路も大学をはじめ専門学校や就職等多岐にわたっているが、上級学校への進学希望者が大半を占める学校においては、その先にある職業生活に必要な基礎的・基本的資質の育成が十分に行われているとは言えない状況もあり、今後は、社会的自立・職業的自立の観点をもった教育活動を一層改善していく必要がある。

【取組の方向性】

- キャリア教育を充実させ、将来への目的意識を持たせるとともに、社会や職業に対する意識を醸成する教育を実施していく。
- 進学者の多い学校が単位制を取り入れることで、進学後を見据えた高度な内容に触れる機会を提供するなど生徒自身の選択自由度を高め、生徒自らがデザインできる教育課程を編成するなどの工夫を行っていく。

(方策例)

- ・体験的に学ぶ教科・科目や大学レベルの学問に触れさせたりする発展的教科・科目を設定する。
- ・「合教科」「総合的」な視点で学ぶ科目を設定する。

(*13) 普通学科に準ずる教育課程をもつ専門学科を含む。

(2) 全日制課程専門学科（職業教育を主とする学科）

<背景>

専門学科高校では、専門的な知識・技能を身に付けるとともに、各種資格の取得などを通じて、地域を担うスペシャリストを育成することが求められている。そのためには、高等学校教育の段階から、地元企業等と連携して、本県の産業界等のニーズに応じた人材を育成していくことが必要である。

また、これまでの高等学校改革による学級減や再編を経て、各地区の専門学科（小学科）の多くが、1学科1学級の規模となっており、同一の小学科が複数学級設置されている学校は少ない。このような専門学科において学級減を行うことは、地域からその小学科がなくなることに十分留意する必要がある。

【取組の方向性】

- 学校と産業界、行政機関等との連携を強化し、生徒に身につけさせたい力を共有して産業界のニーズに応じた人材を育成していく。

(方策例)

- ・産業界と連携してスペシャリストの育成を目指す「未来にはばたくスペシャリスト育成校（仮称）」制度の創設。
- 県内あるいは各地区で1学級規模となっている小学科の在り方に十分留意するとともに、今後の産業構造等の変化を見据えながら、学科の改編や複数学科をくくったコース制の導入などについても検討していく。

(3) 全日制課程総合学科

<背景>

総合学科高校では多くの教科や科目が設定されており、生徒の興味や関心で選択できるという特徴はあるものの、「多くの選択科目が用意されているという特色が本当に活かされているか」、「選択科目が設置当初から見直されていないのではないか」との声も聞かれることから、生徒の実態や進路希望に即した科目設定となっているか常に検証していくことが必要である。

また、中学生やその保護者、地域に対して、学科の特徴が十分に理解されていない実態もあり、積極的な情報発信を行うことが必要である。

【取組の方向性】

- 生徒の進路希望をより一層明確にするためのガイダンス機能の充実や各系列の教育目標、育成すべき人材像を明確にした教育課程を編成していく。
- 小規模校が多いことから、機動性を生かし、地域と密着した魅力づくりを行うことや生徒自らが外部に積極的な情報発信を行うなど、生徒が将来の夢に向かって主体的に学ぶ取組を教育課程の中に体系的に位置づけ、個々の生徒の進路実現につなげていく。
- 多様な学びを提供するため、ICTを活用した遠隔教育の導入を検討する。

(4) 定時制・通信制課程

<背景>

定時制・通信制課程における教育は、柔軟な教育課程に基づいて広い年齢層の中で互いに刺激を受けながら学び合う場であるが、現在では勤労青少年のための学習機会の提供にとどまらず、社会人に対する生涯学習や不登校経験者、中途退学者等に対する再学習の機会の提供など多様な学習歴を持った生徒の学びの場にもなっており、今後も、生徒の社会的な自立に向けた支援を充実させることや生徒個々の能力や可能性を伸ばしていくことが求められる。

【取組の方向性】

- 基礎・基本の定着や発展的学習の充実、「話す・聞く・書く・伝え合う」といった学習活動やコミュニケーションスキルの育成を図るため、体験型学習の充実やICT機器等を取り入れた有効な学習モデルの構築について研究を深めていく。
- 多様な学習歴を持った生徒の学びの場として、昼間部・夜間部への入学状況等も考慮しながら今後の在り方について検討していく。

4 標準的な学校の規模と配置

(1) 標準的な学校の規模

<背景>

前述したとおり、全国的に学校の小規模化が進んでいる中、本県でも県立全日制高等学校における1校当たりの平均募集学級数（第1学年の学級数）は、平成17年度から平成27年度の約10年の間におよそ1学級分小さくなっている。また、1学年当たり3学級以下の小規模な学校（以下「小規模校」という。）も、平成17年度（1校）と平成27年度（6校）を比較した場合、5校増加している（図6、図7参照）。

(図6) 県立全日制高等学校募集学級規模別一覧（平成17年度と平成27年度の比較）

《平成17年度》					《平成27年度》				
学級数 (※)	東部地区	中部地区	西部地区	学校数 (割合)	学級数 (※)	東部地区	中部地区	西部地区	学校数 (割合)
2学級				0校 (0.0%)	2学級			日野(総合)	1校 (4.5%)
3学級			日野(総合)	1校 (4.5%)	3学級	岩美(普通) 智頭農林(専門) 青谷(総合)	倉吉西(普通) 倉吉農業(専門)		5校 (22.7%)
4学級	岩美(普通) 智頭農林(専門) 青谷(総合)	倉吉農業(専門)	米子(総合)	5校 (22.7%)	4学級		鳥取中央青英(普通)	米子南(専門) 米子(総合)	3校 (13.6%)
5学級		倉吉西(普通) 鳥取中央青英(普通)	米子南(専門) 米子工業(専門)	4校 (18.2%)	5学級	鳥取商業(専門) 鳥取工業(専門) 鳥取湖陵(専門)	倉吉東(普通) 倉吉総合産業(専門)	境(普通) 米子工業(専門) 境港総合技術(専門)	8校 (36.4%)
6学級	鳥取工業(専門) 鳥取湖陵(専門)	倉吉東(普通) 倉吉総合産業(専門)	境(普通) 境港総合技術(専門)	6校 (27.3%)	6学級				0校 (0.0%)
7学級				0校 (0.0%)	7学級	鳥取東(普通) 八頭(普通)			2校 (9.1%)
8学級	鳥取東(普通) 八頭(普通) 鳥取商業(専門)		米子東(普通) 米子西(普通)	5校 (22.7%)	8学級	鳥取西(普通)		米子東(普通) 米子西(普通)	3校 (13.6%)
9学級	鳥取西(普通)			1校 (4.5%)	9学級				0校 (0.0%)
合計	普通:4校 29学級 専門:4校 24学級 総合:1校 4学級	普通:3校 16学級 専門:2校 10学級	普通:3校 22学級 専門:3校 16学級 総合:2校 7学級	22校 128学級	合計	普通:4校 25学級 専門:4校 18学級 総合:1校 3学級	普通:3校 12学級 専門:2校 8学級	普通:3校 21学級 専門:3校 14学級 総合:2校 6学級	22校 107学級

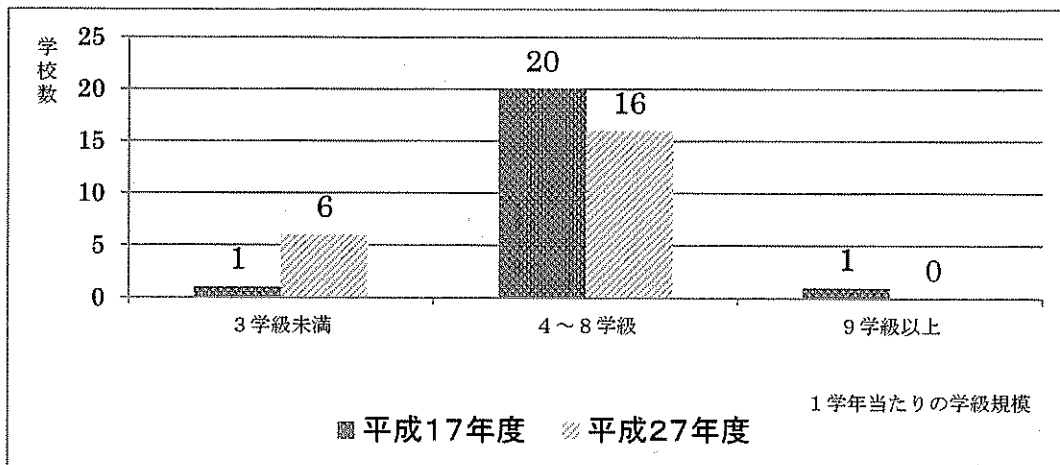
※各年度第1学年の学級数

※各年度第1学年の学級数

1校当たり平均5.8学級

1校当たり平均4.9学級

(図7) 県立全日制高等学校募集学級規模別学校数の比較



しかしながら、生徒の多様なニーズに応え、個々の能力を最大限に伸ばすための教育課程の編成や学校行事、部活動等における学校の活力維持を考えると、学校の規模は一定の範囲を標準とすることが望ましい。

【標準的な学校の規模】

- 従来どおり、1学年当たり4学級から8学級程度を標準的な学校規模とする。
- 各学校の規模は、標準的な学校規模をもとに、将来見込まれる各学校への入学人数、地域の産業や人口の状況等を考慮し、総合的に勘案しながら決定していく。

(2) 生徒数の減少への対応

<背景>

平成10年度から平成16年度の期間については、大幅な生徒減少期（中学校卒業生数が1,187人の減少）にあつて、県立高等学校の再編を実施するなど大規模な教育改革を行うとともに、標準的な学校規模を維持してきた。

また、平成17年度以降の生徒数の減少に対しては、平成16年度までに実施した一連の教育改革を定着させるべく、県立高等学校の再編は行わず、学級減で対応してきたところである。（図8参照）

(図8) 各計画期間における生徒減への対応（県立全日制課程高等学校）

計画期間 対応	平成10年度 ～16年度	平成17年度 ～23年度	平成25年度 ～30年度	平成10年度 以降の総計
再編	6校の減 (28校→22校) [募集停止]11校 [新設]5校	(該当なし)	(該当なし)	6校の減
学級減	24学級の減 (上記の統廃合に 係るものも含む)	19学級の減	8学級の減 (予定)	51学級の減 (予定)
1学級当 りの定員減	農業学科、水産学 科及び工業学科 38人 (昭和48年度～)	全ての専門学科、総 合学科及び職業系コ ース制を敷く普通学 科(岩美高校) 38人	(同左)	—

